

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年7月1日
【会社名】	古河機械金属株式会社
【英訳名】	FURUKAWA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中戸川 稔
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
【電話番号】	03 (3212) 6562
【事務連絡者氏名】	経理部長 三影 晃
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
【電話番号】	03 (3212) 6562
【事務連絡者氏名】	経理部長 三影 晃
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2021年6月29日開催の当社第154回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1)当該株主総会が開催された年月日

2021年6月29日

(2)当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円00銭 総額 1,953,782,450円

剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮し、定款第20条（任期）に所要の変更を行う。

機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、定款第37条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、定款第38条（剰余金の配当の基準日）に所要の変更を行うとともに、内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）および第39条（中間配当）を削除する。また、条文の新設および削除に伴い、条数を変更する。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、宮川尚久、三村清仁、荻野正浩、中戸川稔、名塚龍己、酒井宏之、手島達也、迎陽一および西野和美を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、北村康央を選任する。

(3)当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	議決権行使総数（個）	決議の結果（賛成の割合）
第1号議案 剰余金処分の件	325,783	1,070	1	326,974	可決（99.63%）
第2号議案 定款一部変更の件	276,346	50,494	11	326,971	可決（84.51%）
第3号議案 取締役9名選任の件					
宮川 尚久	320,228	6,600	11	326,959	可決（97.94%）
三村 清仁	325,221	1,609	11	326,961	可決（99.46%）
荻野 正浩	325,290	1,540	11	326,961	可決（99.48%）
中戸川 稔	324,747	2,083	11	326,961	可決（99.32%）
名塚 龍己	325,296	1,534	11	326,961	可決（99.49%）
酒井 宏之	321,348	5,480	11	326,959	可決（98.28%）
手島 達也	325,240	1,590	11	326,961	可決（99.47%）
迎 陽一	324,952	1,878	11	326,961	可決（99.38%）
西野 和美	325,323	1,507	11	326,961	可決（99.49%）

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	議決権行使 総数(個)	決議の結果 (賛成の割合)
第4号議案 補欠監査役1名選任の件 北村 康央	276,481	50,360	11	326,972	可決(84.55%)

- (注) 1. 第1号議案の可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
2. 第2号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権(390,285個)の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
3. 第3号議案および第4号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権(390,285個)の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
4. 議決権行使総数とは、本総会前日までの事前行使による議決権数と本総会当日に出席した株主の議決権数の合計です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権は、上記表の賛成、反対および棄権の各個数に加算しておりません。したがって、上記表の賛成、反対および棄権の各個数の合計と議決権行使総数は一致しません。

以上